



2026 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社セレコーポレーション
代表者名 代表取締役 社長執行役員 山口 貴載
(コード：5078 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 管理カンパニー長 小野 祐介
(TEL. 03-3562-7264)

株式給付信託 (BBT 及び J-ESOP)に係る追加拠出に伴う 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式給付信託(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」に係る追加拠出に伴い、下記のとおり自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	2026 年 8 月 3 日(月)
(2)	処 分 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 74,600 株
(3)	処 分 価 額	1 株につき金 4,870 円
(4)	処 分 総 額	363,302,000 円
(5)	処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)
(6)	そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出いたします。

(注) 処分予定先である株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行)とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。なお、本自己株式処分は、「株式給付信託(BBT)」に基づき当社の取締役(社外取締役及び監査役を除きます。)及び執行役員(以下、「取締役等」といいます。)への給付を行うこと、また、「株式給付信託(J-ESOP)」に基づき一定の要件を満たした当社の社員への給付を行うことを目的として実施するものであり、当社に対する役務提供の対価として取締役等及び社員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023 年 5 月 25 日開催の取締役会の決議に基づき、「株式給付信託(BBT)」(以下、「BBT 制度」といい、BBT 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「BBT 信託」といいます。)を導入しております(BBT 制度の概要につきましては、2023 年 4 月 14 日付「取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び 2023 年 10 月 12 日付「株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。)

また、当社は、2025 年 1 月 24 日開催の取締役会の決議に基づき「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「J-ESOP 制度」といい、J-ESOP 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定され

ている信託を「J-ESOP 信託」といいます。)を導入しております(J-ESOP 制度の概要につきましては、2025 年 1 月 24 日付「株式給付信託(J-ESOP)の導入及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」及び 2026 年 7 月 17 日付「株式給付信託(J-ESOP)の拡充に関するお知らせ」をご参照ください。)

今般、当社は、BBT 制度及び J-ESOP 制度(以下、併せて「本制度」といいます。)の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を BBT 信託及び J-ESOP 信託が取得するため、BBT 信託、J-ESOP 信託それぞれに対する金銭の追加拠出(以下「追加信託」といいます。)を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、BBT 信託及び J-ESOP 信託の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行(信託E 口)に対し、自己株式を処分すること(本自己株式処分)を決定いたしました。

処分数量については、「役員等株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2027 年 2 月末日で終了する事業年度から 2029 年 2 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度分で 28,900 株)及び「社員株式給付規程」に基づき社員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2026 年 2 月末日で終了した事業年度から 2030 年 2 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度分で 45,700 株)であり、2026 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数 3,491,900 株に対し 2.14%(2026 年 2 月 28 日現在の総議決権個数 34,657 個に対する割合 2.15%(いずれも小数点第 3 位を四捨五入))となりますところ、2023 年 4 月 14 日付「取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」に記載の BBT 制度の目的、及び 2025 年 1 月 24 日付「株式給付信託(J-ESOP)の導入及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」に記載の J-ESOP 制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※BBT 信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2026 年 8 月 3 日
追加信託金額 140,743,000 円
取得する株式の種類 当社普通株式
取得株式数 28,900 株
株式の取得日 2026 年 8 月 3 日
株式取得方法 当社の自己株式処分(本自己株式処分)を引き受ける方法により取得

※J-ESOP 信託に対する追加信託の概要

追加信託日 2026 年 8 月 3 日
追加信託金額 222,559,000 円
取得する株式の種類 当社普通株式
取得株式数 45,700 株
株式の取得日 2026 年 8 月 3 日
株式取得方法 当社の自己株式処分(本自己株式処分)を引き受ける方法により取得

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 4,870 円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

以 上